



11 2015
月号

グリーン情報

かみかつ

発信



the most beautiful
villages
in japan



詳しくは4ページ

秋麗の灯、 市宇棚田ライトアップ。

平成26年度 決算	2～3
平成27年度 上半期の財政状況 ほか	4
上勝町体育協会主催大会結果 ほか	5
平成26年度 上勝町人事行政の運営等の状況	6～7
地域おこし協力隊 ほか	8
ゼロ・ウェイスト宣言	9

知って得する健康情報、 幸せの達人になろう	10
こんにちは保健師です	11
案 内 板	12～22
町民の詩歌	23
戸籍の窓口 ほか	24

決算総額 37億1,004万円

平成26年度 決算

平成26年度決算の概要

(単位:千円、%)

区 分	歳 入	歳 出	対前年度 増 減 率	差 引
総 額	4,162,455	3,710,040	9.1	452,415
普 通 会 計	3,233,948	2,932,429	10.4	301,519
一 般 会 計	3,232,508	2,930,989	10.4	301,519
奨 学 資 金 会 計	1,440	1,440	50.0	0
特 別 会 計	928,507	777,611	4.2	150,896
国民健康保険事業勘定会計	305,635	234,994	2.8	70,641
介 護 保 険 会 計	361,712	356,654	4.0	5,058
上勝町診療所会計	125,337	91,068	13.4	34,269
福 原 診 療 所 会 計	20,155	20,155	0.3	0
東地区簡易水道会計	41,850	3,576	△ 43.1	38,274
西地区簡易水道会計	13,293	13,293	1.3	0
いっきゅう地区簡易水道会計	14,313	14,313	27.8	0
後期高齢者医療会計	43,579	42,753	5.7	826
高 鉾 財 産 区 会 計	2,205	377	△ 1.6	1,828
福 原 財 産 区 会 計	428	428	△ 84.1	0

(地方財政状況調査による決算額のため、決算書とは数値が異なる場合があります。)

平成26年度に行った主な事業

・ 社会保障・税番号制度基幹系システム整備……………	12,431千円
・ 電源立地地域対策交付金事業……………	4,528千円
・ 旧上勝公民館解体工事……………	9,720千円
・ 県有財産(正木ダム宿舍)購入……………	5,977千円
・ 交通安全対策事業……………	1,069千円
・ コミュニティ助成事業……………	5,005千円
・ 地域おこし協力隊活動事業……………	10,206千円
・ 起業人材確保育成事業……………	15,922千円
・ 空き屋活用整備事業……………	24,089千円
・ 上勝町美しい集落再生プラン支援事業補助金……………	19,200千円
・ 過疎集落等自立再生対策事業……………	10,000千円
・ 町営バス運行委託事業……………	24,942千円
・ 上勝町農業委員会委員一般選挙……………	93千円
・ 衆議院議員総選挙……………	2,988千円
・ 臨時福祉給付金事業……………	1,376千円
・ 子育て世帯臨時特例給付金支給事業……………	1,080千円
・ 老人保護措置費……………	106,888千円
・ 乳幼児医療費……………	3,586千円
・ 放課後児童健全育成事業……………	6,702千円
・ 合併処理浄化槽設置整備事業……………	332千円
・ 青年就農給付金事業……………	22,500千円
・ 中山間地域等直接支払事業……………	23,229千円
・ 被災農業者向け経営体育成支援事業……………	12,643千円
・ 東部広域農道負担金……………	4,550千円
・ 中瀬津地区簡易給水施設整備事業……………	16,453千円
・ 地籍調査事業……………	125,560千円
・ 有害鳥獣買上金……………	15,744千円
・ 森林基盤整備事業……………	55,836千円
・ 森林境界の明確化事業……………	17,677千円
・ 月ヶ谷温泉交流施設設備改修工事……………	11,752千円
・ 上勝町農林産業施設トイレ改修工事……………	3,022千円
・ プレミアム付き地域商品券発行事業……………	7,671千円
・ 商工業振興事業(産業会館移転)……………	8,580千円
・ 第3セクター出資金……………	260,000千円
・ 社会資本整備総合交付金事業……………	102,253千円
・ がんばる地域交付金事業……………	8,788千円
・ 喰田町営住宅外壁塗装外修繕工事……………	9,882千円
・ 喰田単独住宅新築工事……………	22,222千円
・ 消防救急無線デジタル化負担金……………	59,279千円
・ 旭へき地集会所用地購入……………	5,187千円
・ スクールバス運行委託事業……………	14,506千円
・ 高鉾公民館展示用パネル、ポール購入……………	1,570千円
・ 重要文化的景観保護推進事業……………	3,596千円

平成26年度の決算が、9月定例議会で認定されました。町民の皆さんから納めていただいた税金や地方交付税などの収入で明るく活力に満ちた住みよい町づくりに努めました。

普通会計の決算は、歳入総額32億3,394万8千円、歳出総額29億3,242万9千円で、歳入歳出差引額は、3億151万9千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億121万6千円を差し引いた実質収支額は2億30万3千円の黒字決算であります。

前年度と比較し、物件費や積立金、普通建設事業費は減少したものの、公債費等の義務的経費の増や、第三セクターへの出資金の増による影響を受け、歳出決算額は前年度より2億7,721万5千円増加しました。

基金(貯金)残高は前年度より1億8,702万4千円(4.5%)増加し43億5,977万9千円となっています。また、地方債(借金)残高は2億9,084万5千円(12.0%)増加し、27億1,624万5千円となっています。

実質公債費比率(3年平均)は、前年度の5.0%から0.4ポイント改善して4.6%となっています。

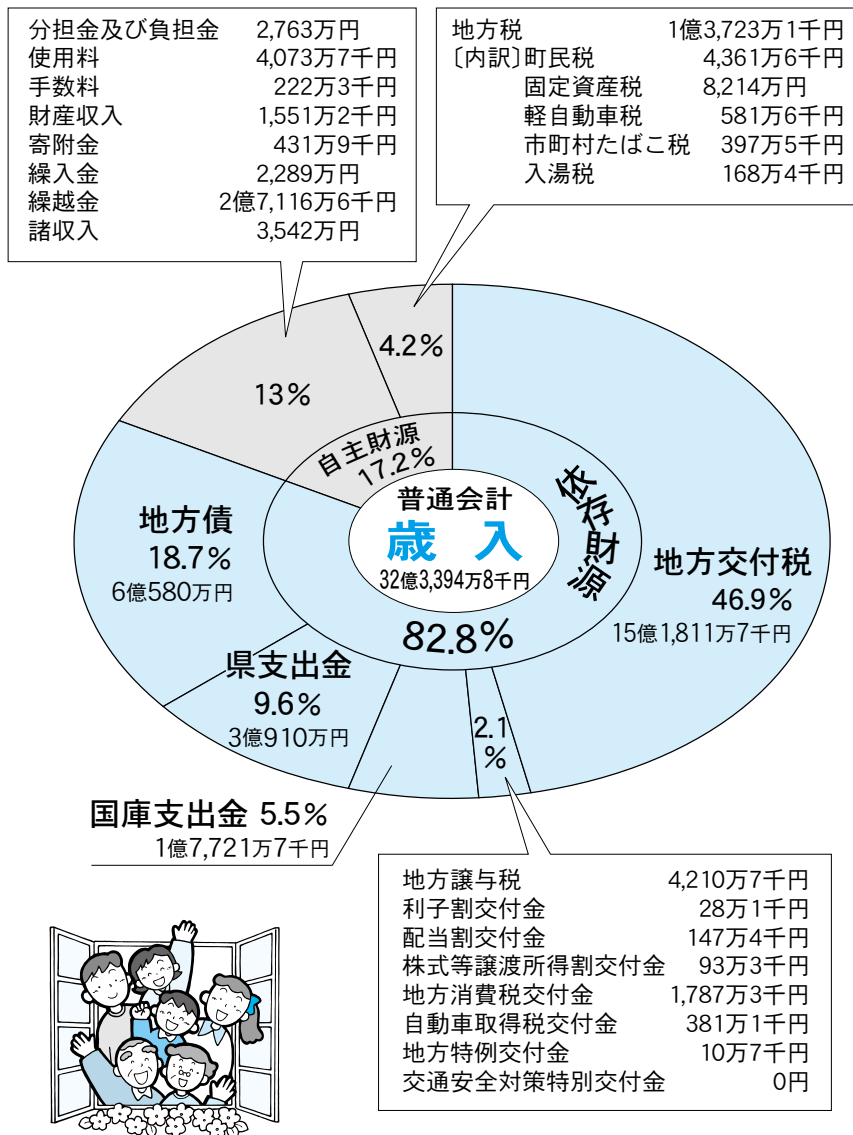
財政状況の弾力性と健全性を示す経常収支比率は80%以内が望ましいとされていますが、前年の81.2%から5.5ポイント増加し86.7%となりました。依然高い水準で推移しています。

本町は自主財源が乏しく、ほとんどの財源を交付税・補助金等に依存しており、国・県の財政状況の影響を強く受ける構造となっているため、歳入歳出の見直しを行うなど財政の健全化に努めていく必要があります。

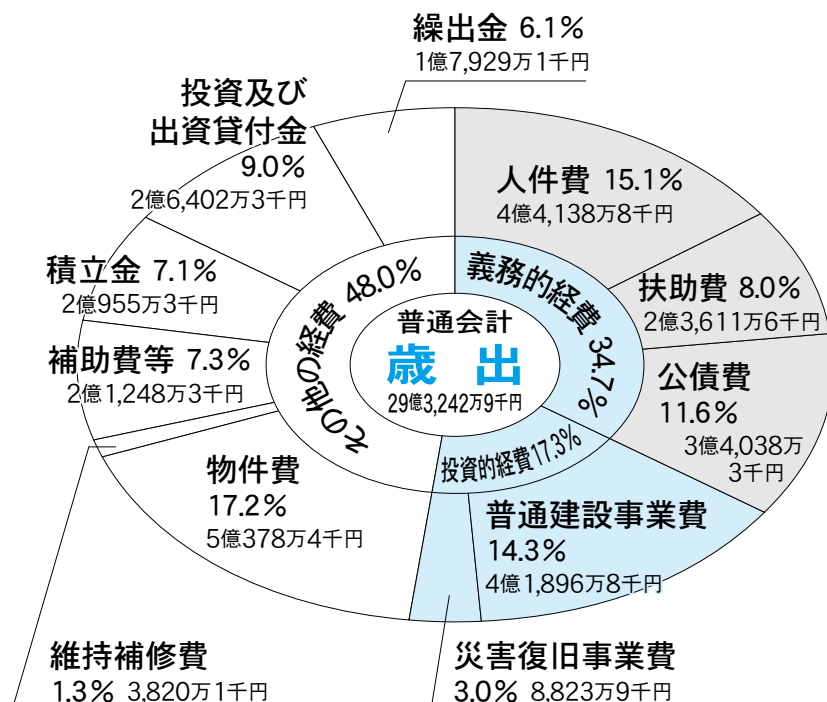
	総務費 797,766千円 (464,628円)
	農林水産業費 542,053千円 (315,698円)
	民生費 455,040千円 (265,020円)
	公債費 340,383千円 (198,243円)
	土木費 258,527千円 (150,569円)
	教育費 146,244千円 (85,174円)
	衛生費 135,417千円 (78,868円)
	消防費 89,695千円 (52,239円)
	災害復旧費 88,239千円 (51,391円)
	議会費 46,247千円 (26,935円)
	商工費 22,473千円 (13,089円)
	労働費 10,345千円 (6,025円)

普通会計決算（目的別）と町民一人当たりの歳出

上段：目的別決算額 下段：町民一人当たり（決算額を平成二十七年三月三十一日現在の町の人口一千七百十七人で割った額）



性質別歳出の状況



平成27年度 上半期の財政状況 (平成27年9月30日現在)

上勝町財政事情の公表に関する条例の規定により、平成27年度上半期の財政の状況を次のとおり公表します。

1 予算執行状況

(単位:千円、%)

会計別 区 分	予 算 額	歳 入		歳 出	
		収 入 済 額		支 出 済 額	
		上半期分	収入率	上半期分	支出率
一 般 会 計	3,650,010	1,556,114	42.6	895,623	24.5
国 民 健 康 保 険	352,781	144,617	41.0	92,458	26.2
介 護 保 険	366,353	131,520	35.9	139,413	38.1
上 勝 町 診 療 所	105,713	61,880	58.5	35,170	33.3
福 原 診 療 所	26,654	3,102	11.6	8,988	33.7
東 地 区 簡 易 水 道	47,339	40,570	85.7	2,547	5.4
西 地 区 簡 易 水 道	16,000	1,384	8.7	6,282	39.3
いっきゅう地区簡易水道	16,100	834	5.2	8,452	52.5
奨 学 資 金	3,601	540	15.0	240	6.7
後 期 高 齢 者 医 療	43,322	10,547	24.4	9,866	22.8
高 鉾 財 産 区	1,000	1,888	188.8	168	16.8
福 原 財 産 区	1,000	0	0.0	175	17.5
計	4,629,873	1,952,996	42.2	1,199,382	25.9

かみかつ 棚田のめぐみ

感動ビジネスづくりプロジェクト

市宇の棚田ライトアップ

十月十七日、大字旭の市宇地区において、千百十一本の竹筒に入れたロウソクの灯りで、棚田がライトアップされました。

十七時三十分、ホラ貝の音色を合図にボランティアの方々による点灯作業が行われ、棚田や周辺の道路脇に沿った明かりやハート型のモニュメントが幻想的に照らされました。当日は天候にも恵まれ、町内外から約二百人が訪れ、棚田の神秘的な夜景を楽しんでいました。



本事業は一般財団法人全国市町村振興協会の振興事業の助成を受けて、かみかつ棚田のめぐみ活用会議（やいたか（八重地、市宇、田野々、檜原の集落）、徳島銀行、上勝町）により構成する団体が推進しています。

市宇地区活性化協議会が事業主体となり、各種団体と連携し、この日は地元とボランティア（約百名）が準備、運営を行いました。

今後も継続的な地域資源を活用した、集落の保全・活用に取り組み、地域ビジネス創出を目指し集落が活性化されることを期待しています。

第三十九回

彩杯グラウンド
ゴルフ大会の結果

第三十九回彩杯グラウンドゴルフ大会は、十月四日に福川グラウンドで開催されました。
十六チーム、四十八人が参加し、接戦の末、中津賀すみれチームが団体優勝し、個人の部では浅田美秋さんが優勝されました。
結果は次のとおりです。

団体の部

(得点)

優勝 中津賀すみれ (二二三)
佐々木知恵子、山西 艶子、田中 芳子
準優勝 ひまわり(二二六)
第三位 ホージ (二三八)

団体優勝：中津賀すみれの皆さん



個人の部

(得点)

優勝 浅田 美秋(四二)
準優勝 山本 好恵(四二)
※ホールインワンの本数により。

個人優勝：浅田 美秋さん



ホールインワン賞

(順不同)

浅田 美秋(二本)、山本 好恵、田中 芳子、浮浦 利昭、明本 恭子、中田 陽子、笠松 次子、横畠 美賀

ニアピン賞

仲良しテニスクラブ、ホージ

大会賞

古田 有美、橋詰千代子

当日賞

佐々木知恵子

ブービー賞

阪野 英子

ホタル賞

竹田 優実

テニス
大会結果

十月十一日、福原農村公園テニスコートにて六チームの参加により開催されました。
結果は次のとおりです。

優勝 山田・明本ペア
準優勝 藤田・竹田ペア

優勝：山田・明本ペア



準優勝：藤田・竹田ペア



バドミントン
大会結果

バドミントン大会は十月二十五日に傍示社会体育館にて十四チームにより開催されました。
参加したチームは各コートに分かれて日頃練習してきた成果を発揮しました。
結果は次のとおりです。

優勝 下岡、古田ペア
準優勝 矢野、長岡ペア

優勝：下岡、古田ペア



準優勝：矢野、長岡ペア



上勝中学生

平成27年度 非行防止ポスター・標語優秀作品

小松島警察署主催

標語の部

優秀賞 2年 清田 創介 「ふみだそう いじめをなくす その一步」
入選 2年 平尾 未来 「広げよう あなたの勇気で 笑顔の輪」
入選 1年 野田亜寿佳 「その笑顔 うばっていくのは いじめや差別」

ポスターの部

優秀賞 2年 平尾 未来 入選 3年 中野 来春
入選 2年 中田 美咲 入選 2年 古田 美紗

(4) 特別職・議員等の報酬の状況 (平成26年 4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額			期末手当 支給割合
	減額後給料・報酬	条例での給料・報酬	差 額	
町 長	581,600円	727,000円	145,400円	○6月期 1.40月分
副 町 長	523,800円	582,000円	58,200円	
教 育 長	506,350円	530,000円	23,650円	
議 長	257,000円	257,000円	0円	○12月期 1.55月分
副 議 長	218,000円	218,000円	0円	
議 員	182,000円	182,000円	0円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (午後零時から午後1時までの間は休憩時間)
1週間当たりの勤務時間	38時間45分

(2) 休暇制度

	休 暇 の 種 類		休 暇 日 数 等
	年 次 休 暇		1年につき20日間
有 特 別 休 暇 給	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通止断又は隔離	その都度必要と認める期間
	2	風水震災火災その他の非常災害による交通止断	その都度必要と認める期間
	3	風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	その都度必要と認める期間。ただし、10日以内。
	4	その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間
	5	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
	6	選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
	7	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等を行うとき	その都度必要と認める期間
	8	所轄公署の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める期間
	9	通信教育における面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間。ただし、1年につき20日以内。
	10	国民体育大会に参加する場合	その都度必要と認める期間
	11	婚姻の場合	その都度必要と認める期間。ただし、7日以内。
	12	妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	当該妊娠期間中において7日の範囲内で、その都度必要と認める期間
	13	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じ1時間を超えない範囲内で各々必要と認める期間
	14	妊娠中又は分娩後に母子保健法第10条又は第13条に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合	妊娠7月まで4週間1回、妊娠8月から9月までの2週間1回、妊娠10月から分娩まで1週間1回、分娩後1年まで1回。
	15	分娩の場合	分娩の予定日前8週間目に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
	16	夏季休暇	7月から9月までの期間内において5日
	17	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日)の範囲内でその都度必要と認める日または時間
	18	職員が要介護者の介護その他の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては10日)の範囲内でその都度必要と認める日または時間
	19	生理日に勤務することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間。ただし、3日以内。
	20	職員が生後1年に達しない生児を保育する場合	1日2回(1回30分)
	21	職員が配偶者の分娩に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	分娩のため入院する等の日から分娩の日後2週間目に当たる日までの期間内において、2日の範囲内でその都度必要と認める日または時間
	22	職員の配偶者が分娩する場合で、当該分娩に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	分娩予定日の8週間前の日から当該分娩の日後8週間を経過する日までの期間内においてその都度必要と認める日または時間。5日以内。
	23	父母、配偶者又は子の祭日	その都度必要と認める期間。ただし、2日以内。
	24	忌引	死亡者の死因に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間
	25	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める日または時間。ただし、1年につき5日以内。
無 給	介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、継続する6月の期間内で必要と認める期間	
	組合休暇	1年につき30日を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間	
	無給休暇	任命権者又はその委任を受けた者が必要と認めた期間	

◇取得実績 (期間 H26. 1～H26. 12)

調査対象 職 員 数	年次休暇		区 分	育児休業	
	取得総日数	平均取得日数		取得者数	内新規取得者
54人	473日	8.8日		1人	0人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者数

(単位:人)

処分内容	処分者数	処分事由	処分内容	処分者数	処分事由
分限処分			懲戒処分		
免 職	0		免 職	0	
降 任	0		停 職	0	
休 職	0		減 給	0	
降 給	0		戒 告	0	
失 職	0		訓告等	0	

5. 職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の勤務のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止・営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられます。

6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(単位:人)

研修区分	研修内容等	受講者数
徳島県自治研修センター	市町村職員研修・新規採用職員研修・財務事務研修等	33
徳島県自治研修センター以外の研修	人権研修等	7

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業 (徳島県市町村互助会に加入)

① 会員数 (平成26年 4月1日現在)

区 分	会員数	互 助 会 名
上勝町職員(55人)	55人	一般財団法人 徳島県市町村職員互助会

(※職員数は、特別職3名を含む)

② 財源

年 度	会員掛金 (会員個人支出分) (円) A	町補助金 (公費支出分) (円) B
26年度決算額	617,026	617,313

③ 事業内容

給付事業	医療費補助金・入院差額料・入院見舞金・結婚祝金・出産祝金・入学祝・永年会員祝金・死亡弔慰金・災害見舞金・育児休業給付金・育児休業一時金・介護休業給付金・介護休業一時金・退職金別金
厚生事業	銀婚祝品・ライフプランセミナー・退職記念品・スキー教室・夏期保養施設・文化教養講座・子育て支援
助成事業	人間ドック及び脳ドック助成・在宅介護助成・保養所利用助成・遺児奨学助成・公的資格助成・旅行費用助成
その他の事業	互助年金事業(平成24年9月30日事業廃止)

(2) 福利厚生事業 (上勝町)

区 分	受診者数
人間ドック	35人
脳ドック	4人
定期健康診断(徳島県総合健診センター外)	10人
定期健康診断(上勝町診療所)	3人

(3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
1件	0件

平成26年度 上勝町人事行政の運営等の状況

上勝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(単位：人)

平成24年 4月1日現在 職員数	平成25年4月1日 現在職員数 (平成25年4月1日 採用者除く)	平成25年度中		平成26年 4月1日付 採用者数	平成26年 4月1日現在 職員数
		採用者数	退職者数		
53	48	2	2	4	52

(※職員数は、退職派遣職員1名を除く)

(単位：人)

職 名	職員数	職 名	職員数
会 計 管 理 者	1	主 事 補	8
参 事	2	医 師	1
課 長 等	6	保 健 師 補	2
主 幹	3	看 護 師 長	1
課 長 補 佐	8	看 護 師	2
係 長	4	理 学 療 法 士	1
事 務 主 任	5	用 務 員	2
主 事	6	計	52

条例定数からみた職員数

(単位：人)

区 分	定 数	職員数 (H26.4月1日現在)	比較
(1) 町長の事務部局の職員	職員 57	40	▲17
(2) 議会の事務局の職員	事務局長 1	1	
(3) 選挙管理委員会の職員	書記 1	1	
(4) 監査委員の職員	職員 (1名) 兼務		
(5) 農業委員会の職員	書記 1	1	
(6) 教育委員会の事務局の職員	職員 4	3	▲1
(7) 教育委員会の所管に属する学校 及び学校以外の教育機関の職員	教 諭 2 職 員 4	0 1	▲2 ▲3
(8) 国民健康保険診療所 会計の職員	医 師 3	1	▲2
	看 護 師 4	3	▲1
	理学療法士 1	1	
	職 員 1	0	▲1
計	79	52	▲27

2. 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額 (平成26年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均 年齢	ラスパイレズ指数	
			H22	H23
行 政 職	298,100円	41.5歳	H22	93.1
技 能 労 務 職	262,100円	51.0歳	H23	93.1
医療職(医師等)	524,600円	48.4歳	H24	102.4 (94.6)
医療職(保健師・看護師等)	274,180円	37.6歳	H25	102.1 (94.4)
			H26	93.0

※平成24・25年ラスパイレズ指数の下段は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例法に基づく給与減額支給措置がなかった場合の参考値。

(2) 初任給基準

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	
一 般 行 政 職	174,200円	154,800円	142,100円	
区 分	博士課程修了	医 大 卒		
医療職(医 師)	325,800円	240,100円		
区 分	大学卒	短大3卒	短大2卒	養成所卒
医療職(保健師・看護師等)	203,400円	191,300円	182,900円	155,600円

(3) 手当制度の状況

手当名	支 給 額 等
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ●配偶者 月額 13,000円 ●配偶者のいない扶養親族1人目 月額 11,000円 ●その他 月額 6,500円 (扶養親族たる子のうち15～22歳の者は、5,000円加算)
通勤手当	通勤距離(片道)が1km以上で自動車等を使用する職員に支給 ●1km以上 2km未満 月額 2,400円 ●2km以上 6km未満 月額 4,200円 ●6km以上10km未満 月額 6,000円 ●10km以上 月額 8,400円
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ●借家等居住 ①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 ②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が16,000円を超えると きは16,000円)に11,000円を加算した額
管理職手当	管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給 平成19年4月から支給額の定額化を実施(在職級・職務の級により支給額を決定)
	1. 行政職
	職務級 区分 職 務 支給額 減額後(平均額)
	6級・5級 1種 会計管理者・参事 60,000円以内 40,000円
	5級 2種 総務課長 50,000円 40,000円
	5級 3種 総務課長以外の課長等 39,000円 31,200円
	5級 4種 総務課主幹・総務課課長補佐(総括) 35,000円 0円
	4級 4種 総務課主幹・総務課課長補佐(総括) 31,000円 0円
	4級 5種 総務課課長補佐(財政担当) 24,000円 0円
	5級 6種 主幹 19,000円 15,200円
時間外勤務手当	4級 6種 主幹 17,000円 0円
	4級 7種 総務課課長補佐 17,000円 13,600円
	2. 医療職(医師等)
	1,2,3,4級 1種 診療所長 130,000円以内 104,000円
	3. 医療職(保健師・看護師等)
	5級 1種 保健師長、看護師長 19,000円 15,200円
	4級 1種 保健師長、看護師長 17,000円 0円
	減額措置により、条例額の20%を削減し支給
	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給 ※()は、月60時間を超えた場合
	●時間外勤務 1時間につき 当該職員の時間単価×100分の125(100分の150) 22時から翌朝5時までの場合は100分の150(100分の175)
	●休日の場合 当該職員の時間単価×100分の135(100分の150) 22時から翌朝5時までの場合は100分の160(100分の175)
宿直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ●本庁 1回 4,700円
期末手当	基準日(6月1日・12月1日)に在職する職員に支給 ●6月期 期末手当基礎額×1.225月分 ●12月期 期末手当基礎額×1.375月分 (役職段階別加算措置 有)
勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ●6月期 勤勉手当基礎額×0.675月分 ●12月期 勤勉手当基礎額×0.825月分 (役職段階別加算措置 有)
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給
	手 当 名 手 当 額 摘 要
	医師手当 予算の範囲内 月額
	税務特殊勤務手当 2,000円 月額
	現場作業手当 3,000円 月額
	伝染病作業手当 1,000円 1件
	死体処理手当 1,000円 1件
	精神保健業務手当 500円 日額
	野犬処理手当 500円 日額



協力隊 野々山 聡

町民の皆さまこんにちは。
地域おこし協力隊の野々山です。

早いもので二年半が過ぎ、協力隊の任期も残すところあと半年となりました。

日頃は協力隊活動へのご協力とご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、八月と九月に行いました徳島県企業局サポートの環境教育ツアー「キッズ・ネイチャーキャンプ」についてお話ししたいと思います。今回で二年目を迎え、応募にあたりリピーターのお客様のご参加が半数を占める中、県外からのお客様も迎え「自然と共存するライフスタイルを学ぶエコツアー」と題し、「高丸山」「勝浦川源流」「正木ダム」「森林のあがりはな」を舞台に森や川の役割とその自然の恩恵を受けて成り立つ私たちの生活を結びつけて「自然の大切さや尊さ」を体感していただくツアーを開催しました。

天候にも恵まれ、昼はサンサン太陽、夜は満天の星空の下で、子どもたちと元気に駆け回ってきました。

原始の火おこしでは、友達が火種を起こす中、なかなか起こせなくて泣いちゃったり、たまにケンカもあったけれど、そんな個人的なこともたちでも突然チームワークを発揮する、素敵で不思議なメンバーでした！



最終日に

「えー、まだ帰りたくない！」「もう一週間いたい！」「二週間！」「三週間！」「二ヶ月！」「二年！」「一生！……！……！」

という会話が飛び出して、漫画のセリフかと思っちゃうくらい素敵な言葉が自然と出るような体験をしてくれた子どもたちの感性の豊かさに、驚くばかりでした。

たくさんさんの体験を通して、自然の面白さやダム、リサイクルの仕組みなどを全身で楽しく体感してもらう事が出来たのではないかと思います。

来年の四月からはキャンプ場の運営に深くかわらせていただくことにな

つておりますので、

このように子供たちが「自然の面白さや不思議さ」を体感でき、子供たちの笑顔でキャンプ場が満開になるように、残り半年の間、プログラム開発に努めていきたいと思っています。

今後とも町民の皆さまのご支援とご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。

上勝町フィジー短期留学

募集のお知らせ

フィジー共和国に一週間の留学をしてみませんか？まずは説明会にお越しください！

◆フィジー共和国

南太平洋に浮かぶ三百三十三の島からなる国で、非常に親日的です。

人口 約八十七万人

主産業 観光、砂糖

公用語 英語

国民 フィジー系五十七%、インド系三十七%

◆募集説明会

日時 平成二十七年十一月七日(土) 十九時～二十時

場所 コミュニティセンター

内容 フィジー短期留学全般にかかる説明を行います。

申し込み方法 次の連絡先にお電話またはメールでお申し込みください。

上勝町地域おこし協力隊 宮崎ここり

☎〇八〇ー七六二一八二三六

メール cokoshi@gmail.com

◆短期留学概要

一、事業名

上勝町フィジー短期留学(主催)

上勝町、実施地域おこし協力隊)

二、期間

平成二十八年三月二十七日(日)

～四月四日(月)※予定

三、内容

South Pacific Free Bird株式会社

会社がフィジー共和国内で運営

している語学学校等に一週間留

学し、語学と異文化コミュニケーションについて学ぶ。

四、募集人数 二名以内

五、参加条件

①上勝町に住民登録をしている方

②現在中学一年生以上の方で五十歳以下の方

③英語を学び上達したい方や、海外への文化に関心があり、留学後その経験を活かして活動しようとしている方

④心身ともに健康である方

⑤今後英語を用いて海外での起業・販売などを考えている、または既に行っている方

⑥のPFB社が定めた語学留学プログラムの約款・共通留意事項を遵守する方

⑦帰国後に短期留学報告書を提出できる方

六、募集期間

平成二十七年十一月八日(日)～十一月三十日(月)

七、応募方法

応募についてはまず説明会にご参加ください。日程上説明会にご参加いただけない場合は上勝町地域おこし協力隊宮崎ま

でお気軽にご相談ください。

雑紙ポイントキャンペーン参加方法

ゼロ・ウェイスト宣言
二〇二〇年達成に向けて

① ごみステーションでポイントカードを作る



焼却ごみとして出されたものの中には、紙資源が約3割も含まれているんだ！
雑紙等の回収に協力してくれた人は、日用品がもらえる雑紙ポイントキャンペーンをやっているから、参加してね！



② 家で雑紙などの対象物を集め、ごみステーションに雑紙を持込み、ポイントをもらう

①②どちらか1回につき1ポイント

① 雑紙類

・紙箱・ティッシュの箱・封筒・はがき・広報物などの冊子
・カレンダー・トイレトペーパーの芯・包装紙等

雑紙 1袋以上(重さ関係なし)

② 紙パック・カップ類

牛乳パック・アルミ付き紙パック・紙カップなど

5個以上



引取業者が違うので、それぞれ決められた回収ボックスへお願いします。

③ ポイントが貯まれば、ひだまりで商品と交換する

3ポイント

ごみ袋 2枚
手縫い雑巾 1枚

5ポイント

トイレトペーパー 1個

10ポイント

紙ひも(細) 1巻
割引券 100円

12ポイント

紙ひも(太) 1巻
ちりとり 1個

25ポイント

杉チップ 1袋

50ポイント

町内商品券 500円

もれなくもつえる！

紙は、もう一度紙の原料になるから、業者が買い取ってくれる資源なの。それを燃やしちゃうのは、もったいないわよね。



④ 月に1回町広報で発表されるカード番号を確認する

宝くじよりよっぽど当たる確率が高いから、参加しなきゃ損だよ！



9月のごみ収集量

◎焼却ごみ	5.23t
【前月比】	0.03t減
一家庭に換算すると	6.3kg
◎容器包装以外のプラスチック製品	1.42t
【前月比】	0.3t増
一家庭に換算すると	1.7kg

今月の雑紙ポイントキャンペーン当選者

今月の当選番号は!!

- 1等 (5,000円分商品券) 275番
2等 (2,000円分商品券) 228・383番
3等 (500円分商品券) 69・210番

引き換えは、ひだまりまで。

☎44-6080

ポイントカード作成
随時受付中!



健康の達人になろう

知って得する健康情報

(210)

上勝町診療所 所長 木下 英孝

新しい「事前指示書」のご紹介

「人生の終末期に受けたい医療」について、自分の希望を書き記す手段がいくつかあります。尊厳死宣言書（リビングウィル）、事前指示書（事前指定書）、エンディングノートなどです。「無益な延命治療は受けたくない」「安らかな最期を迎えたい」と願う人は、ぜひ準備しておくことをお勧めします。今春、徳島県立病院で「事前指示書」を新しく作り直しましたので、その内容をご紹介します。

終末期に受けたい医療

「もし、あなたが病気や事故で意識や判断能力の回復が見込めない状態になった場合、どのような治療を望まれますか？」

次の四つのうち、ご自身のお考えに最も近いものに○をつけてください。

- 一、人工呼吸器、心臓マッサージなど生命維持のための最大限の治療を希望する。
- 二、人工呼吸器などは希望しないが、高力ロリー輸液や胃ろうなどによる継続的な栄養補給を希望する。
- 三、継続的な栄養補給は希望しないが、点滴などによる水分補給は希望する。
- 四、点滴などによる水分補給もおこなわず、自然に最期を迎えたい。
- 五、その他（自由記載）

代理人の指名

実際の医療場面では、前述以外にも様々な治療の判断が

必要になります。そのような状況で、ご自身の意思の代理人判断を最も委ねたい方をご指名ください。

備えあれば憂いなし

上勝町の診療所にも「事前指示書」を備えております（既に数十名の方が記載されています）。ご相談いただければ、説明させていただきますので、お渡しします。まず、自分ですっかり考えて、ご家族に自分の思いを伝えておくことが最も大切です。ご家族にも署名してもらい、診療所に持参していただければ、コピーを保管させていただきます。

いまの日本の医療現場では、本人の意思が分からない場合、延命治療がおこなわれる傾向があり、「備えあれば尊厳死、備えなければ延命治療」という状況です。自身の尊厳を守るためにも、家族を悩ませないためにも、しっかり備えておくことをお勧めします。



上勝町無料電話健康相談

フリーダイヤル

24時間 やま い な し



0120-24-8174

幸せの

達人になろう

尊厳を守るために



「尊厳」という言葉の意味は、「尊く、厳かで、冒しがたいこと」。言い換えれば、「他者が冒してはいけないこと」、類義語として「自尊心」「誇り」などがあげられます。

「尊厳を守る」とは、「その人の自尊心を傷つけない」「その人の思いに沿う」「自己決定を尊重する」ということです。逆に「尊厳を損ねる」とは、「その人の自尊心を傷つける」「その人の思いに反することをおこなう」ということです。

「尊厳死」とは、「人間としての尊厳を保つて死に至ること」、日本では「本人が望まない延命治療をおこなわず、自然な死を迎えること」という意味です。意思疎通できなくなり回復不能な状態になったときに延命治療を望まないなら、その思いを家族に伝え、できれば書面に記しておきましょう。

自らの尊厳を守るためには、自分のことは自分で決める「自己決定・自己責任」を心がけましょう。皆さんが尊厳をもって人生を全うされることを願っています。

こんにちは 保健師です



インフルエンザを予防しよう

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。感染力が強く、いったん流行が始まると、短期間で多くの人への感染が広がります。

症状は三十八度以上の発熱やせき、のどの痛み、全身倦怠感や関節痛等の全身症状があらわれます。

特に、高齢の方やお子さま、妊婦の方、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、喘息、慢性心疾患、糖尿病といった持病のある方は、症状が重くなりやすくなるので注意が必要です。

インフルエンザの感染経路と予防方法

インフルエンザの感染経路には咳やくしゃみの飛沫から感染する「飛沫感染」と、感染した人が咳やくしゃみを押さえた手で触れた物から感染する「接触感染」の二つがあ

咳エチケットを心がけよう

インフルエンザの症状がない人も咳やくしゃみの飛沫にウイルスが含まれている可能性があります。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- 説明書をよく読み、マスクを着用
- 咳やくしゃみの際はティッシュ等で鼻と口を押さえ、周りの人から顔をそらす
- 咳やくしゃみを押さえた手は洗う

インフルエンザ予防接種について

予防接種はインフルエンザの発症を抑える効果や、かかった際の重症化を防ぐ効果があ

期待できます。

また、予防接種の効果が期待できるのは、接種した二週間後から五か月程度と考えられています。

※十二月中旬までに接種を受けることをおすすめします。予防接種を希望される方は十二ページのインフルエンザの予防接種についてをご覧ください。

特定健診はお済みですか？

十一月三十日が健診の締め切り日です。まだの方は早めの受診をおすすめします。

準備物

受診券と保険証

※受診される場合は、事前に医療機関に予約をしてください。年に一度自分の身体をチェックしよう！



ちょこっと体を動かそう！

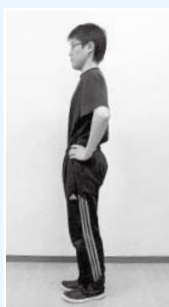
バランスアップの巻

「踏みだし運動」

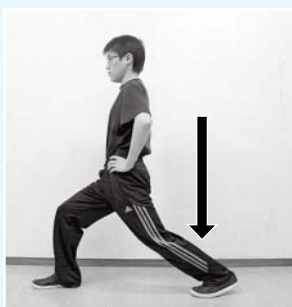
- ①両手を腰にあて、まっすぐ立つ。
- ②息を吸いながら、足を踏み出して、ゆっくり 3～5 秒かけて沈み込む。その後、息を吐きながら、ゆっくりと①の姿勢に戻る。

目安：5～10回×3セット（左右）

①



②



★ポイント★

- ①背筋はのばす。
- ②踏み出した時、ひざとつま先は同じ方向を向くように意識。ひざはつま先より前にださない。できる人は、太ももと床が平行になるよう踏み出す（浅くてもOK！）。

歯の健康相談 予約制

歯科衛生士による歯やお口の相談です。

11月6日(金) 9時～11時30分

12月2日(水) 9時～11時30分

場所 上勝町診療所

※お電話にて上勝町診療所へご予約をお願いします。在宅でのご相談も受け付けます。

☎44-5010 IP050-3438-7872



貯筋教室

ゆっくり体をほぐし、無理のない筋トレ体操を行います。運動不足・肩こり・腰痛・膝の痛みのある方は、楽しく体を動かして、筋力をつける貯筋体操をしてみませんか？

11月25日(水) 14時～16時

場所 コミュニティセンター

講師 株本泰輔先生 参加費 500円

持ち物 タオル・お茶など



インフルエンザ予防接種について

上勝町内で接種される方

上勝町診療所と福原診療所で実施します。
どちらも予約は不要です。ご家族、ご近所 お誘い合わせのうえお越しください。

- 日 時 (上勝町診療所) 11月10日(火) 9:00～11:30、15:00～16:30
11月14日(土) 9:00～11:30
11月28日(土) 9:00～11:30
12月 8 日(火) 9:00～11:30、15:00～16:30
(福原診療所) 11月18日(水) 13:00～15:00
12月16日(水) 13:00～15:00



※原則として上記以外の日にはインフルエンザ予防接種は行いません。

- 費 用 6 か月～3 歳未満 1 回 1,800円 (2 回の接種が必要です)
3 歳～13歳未満 1 回 2,500円 (2 回の接種が必要です)
13歳以上 3,800円 (65歳以上の上勝町に住民票のある方に限り1,900円です)
※生活保護世帯の方は無料

- お問い合わせ先 上勝町診療所〔電話 44-5010〕〔IP電話 050-3438-7872〕

上勝町外で接種される方

接種費用助成について (償還払い方式での助成となります。)

- 対象者 ①65歳以上の方
②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方 (身体障害者手帳 1 級相当)
③生活保護世帯に属する方
※①、②、③ともに上勝町に住民票のある方に限ります。
- 手 順 ①接種前に保健師までお知らせ下さい。
接種にあたり、上勝町長から接種を依頼する「依頼状」が必要となります (健康被害救済制度の対象となる定期接種扱いにするため)。接種 1 週間前までに、役場保健師までご連絡下さい。
②接種後以下のものを持って役場住民課もしくは支所までお越し下さい。
・予防接種済証 (写し) ・領収証 ・印鑑 ・予診票 (原本)
・助成金の振り込みを希望する通帳
- 助成額 限度額1,900円 (生活保護世帯の方は全額助成)
※ただし、接種料金が3,800円未満の場合は、その額の 2 分の 1 とします。
- お問い合わせ先 住民課〔電話 46-0111〕〔IP電話 050-3438-8071〕



今年度より、インフルエンザのワクチンが三価ワクチンから四価ワクチンに変わりました。今までの三価ワクチンは三種類のウイルス(A型二種類とB型一種類)に効果がありました。しかし、近年では、四種類(四価)のウイルス(A型二種類とB型二種類)が流行しているため、四種類のウイルスに効果がある四価ワクチンが導入されました。四価ワクチン導入に伴い、予防接種費用が上がりましたが、より高い予防効果が期待できます。

インフルエンザの
ワクチンが
変わります

今月の納税

後期高齢者医療保険料 4期分
国民健康保険税 5期分
介護保険料 5期分
納期限 平成27年11月30日(月)

督促状の出るもの

町 県 民 税 2期分
後期高齢者医療保険料 3期分
国民健康保険税 4期分
介護保険料 4期分

納期限は11月2日(月)でしたが、まだ未納の方が見受けられます。未納者には、11月20日(金)に督促状を送付します。早急に納めてください。

英会話教室

毎週木曜日 19時～21時
場所：役場支所
受講料無料
お申し込み・お問い合わせ
教育委員会 (☎45-0111)

心配ごと相談

11月19日(木) 13時～16時30分
コミュニティセンター
家庭内・近隣との悩みごとなどお気軽にご相談ください。

登記無料相談

11月28日(土) 9時～正午
※毎月第4土曜日9時～正午まで開催
小松島市総合福祉センター

障害者生活支援相談

シーズ相談支援事業部

☎ 0884-24-3366

障害者の支援、相談を受付けています。障害者手帳の取得、補装具、住宅改修、居宅サービス等どんなことでもお手伝いいたします。お気軽にお電話ください。

廃タイヤ・廃バッテリーの収集
粗大ごみ・家電製品(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫)の回収

毎週日曜日 7時30分～14時
日比ヶ谷ごみステーション
廃タイヤ…1kgまで毎に100円
家電製品……有料

11月担当医表

(上勝町診療所)

内科受付 8時30分～11時30分/14時～16時30分
歯科受付 8時30分～11時30分/13時～16時30分

電話 44-5010

IP電話 050-3438-7872

FAX 44-5011

		月	火	水	木	金
		2	3	4※	5	6
医 科	午 前	木 下	文化の日	榎 原	木 下	木下・榎原
	午 後	木 下		榎 原	木 下	木 下
歯 科					住 吉	
		9	10※	11	12	13
医 科	午 前	木 下	榎 原	木下・榎原	木 下	木下・榎原
	午 後	木 下	榎 原	榎 原	木 下	木 下
歯 科					住 吉	
		16	17※	18	19	20
医 科	午 前	木 下	榎 原	木下・榎原	木 下	木下・榎原
	午 後	木 下	榎 原	榎 原	木 下	木 下
歯 科					住 吉	
		23	24※	25	26	27
医 科	午 前	勤労感謝の日	木下・榎原	木下・榎原	木 下	木下・榎原
	午 後		榎 原	榎 原	木 下	木 下
歯 科					住 吉	
		30				
医 科	午 前	木 下				
	午 後	木 下				
歯 科						

※4日、10日、17日は榎原医師のみで担当します。

※17日午後、24日午後は木下医師は往診です

※10日(火)、14日(土)、28日(土)はインフルエンザ予防接種の日です。詳細は12ページをご参照ください。インフルエンザ予防接種は木下医師が担当します。



(上勝町福原診療所)

内科受付 13時～16時

電話 46-0302

IP電話 050-3438-8001

FAX 46-0302

		水	木	金
		4	5	6
午 後		木 下		榎 原
		11	12	13
午 後		木 下		榎 原
		18※	19	20
午 後		木 下		榎 原
		25	26	27
午 後		木 下		榎 原

※18日(水)はインフルエンザ予防接種も実施します。詳細は12ページをご参照ください。

上勝町議会議員一般選挙

投・開票日は十二月二十日(日)の予定です。

立候補予定者説明会

日時 十一月二十四日(火)
十三時から

場所 上勝町コミュニティセンター二階ホール

当日、立候補に必要な書類を交付します。

期日前投票所

期間 十二月十六日(水)から十二月十九日(土)まで

時間 八時三十分から二十時まで

場所 役場本庁応接室

立候補届出書類事前審査

日時 十一月三十日(月)
八時三十分から十七時まで

場所 役場三階第二会議室

立候補届出の受付

日時 十二月十五日(火)
八時三十分から十七時まで

場所 役場三階第二会議室

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方は郵便によって不在者投票をすることができず。

この不在者投票ができる方は、次の要件に該当する方に限られます。

- ①身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の基準に当てはまる方。
- ②介護保険の被保険者証

に要介護5として記載されている方。

なお、郵便で投票する場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙等の請求を投票日前四日(十二月十六日(水))までにしなければなりません。

詳しくは役場総務課内上勝町選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。



第十四回

棚田の音色

大地にささげる音楽祭

日時 十一月八日(日)
十三時～十五時

会場 上勝町旭八重地の棚田

※雨天時は、旭体育館(千年の森ふれあい館入口の横)

内容

マーチング演奏、合唱他(詳しくは、折り込みチラシをご覧ください)

駐車場には限りがございます。できる限り乗り合わせでお越しください。たくさんのご来場をお待ちしています。

お問い合わせ先

☎〇九〇・四三三・三八七八
つながらない時もありますが、その時はご了承ください。

主催

棚田の音色実行委員会

共催

座・あさひ

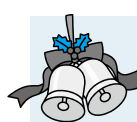
後援

上勝町
上勝町教育委員会

「平成27年度臨時福祉給付金」の申請について

臨時福祉給付金の申請はお済みでしょうか。現在、役場住民課及び支所において、平成27年度臨時福祉給付金の申請受付を行っています。早めの申請をお願いするために、申請書には「申請期限:平成27年10月31日」とありますが、12月末日まで受付することができます。臨時福祉給付金の申請書を受け取って、まだ申請を行っていない方は、早めの申請をお願いいたします。また、申請書を紛失された場合は住民課にご相談下さい。

■お問い合わせ先 住民課 TEL 0885-46-0111
I P 050-3438-8071



クリスマス ライブ開催!

今年もクリスマスライブを開催します!

バンド演奏のほか、お子様にはサンタからのクリスマスプレゼントをご用意しております。

皆さんでクリスマスムードを盛り上げて楽しいひとときを過ごしませんか。たくさんのご来場をお待ちしています。

・日 時 12月5日(土)
開場 18時
開演 18時30分

・場 所
コミュニティセンター

・参加費 無料

・主 催
クリスマスライブ実行委員会

・お問い合わせ先
クリスマスライブ実行委員会(管)
☎080-5665-3100

要 項

○コースは、旭基幹集落センター〜葛又〜旭川対岸沿い
ノルディックウォークは、二本のポール(ストック)を使って歩行運動を補助し、運動効果をより増強するフィットネスエクササイズ的一种です。ポールは、当日に貸出いたします。ポール貸出数のため、参加定員は四十名以内とします。(先着順)

集合場所

旭基幹集落センター

日 時

十一月十五日(日) 十時開会
(九時三十分から受付開始)

ノルディック ウォーキング開催

「湯つ足り神田茶屋」となっております。約四キロメートルの距離で上勝の秋を感じながらエクササイズができる内容となっています。
○町内在住者もしくは町内事業所へ勤務する者
○大会中の事故などについては、主催者は一切責任を負いません。

準備物

動きやすい服装、帽子、飲み物、「湯つ足り神田茶屋」では足湯体験もできます。タオル等は各自で準備をお願いします。うどん・おにぎり等の販売もあります。

参加お申し込み

十一月十一日(水)(必着)までに名簿を教育委員会へ提出してください。

第4回 高齢者教室のご案内

★と き 11月13日(金) 午前10時～午後3時

★と ころ 午前…上勝小学校
午後…コミュニティセンター
◎午前の部が終了後、上勝小学校からコミュニティセンターへ、福祉バスで移動します。

★内 容

午前の部 地域交流講座

『上勝小学校の子どもたちとの交流会』

午後の部 健康講座

『口福のすすめ』～美味しく食べて、楽しくおしゃべり～
講師:上勝町診療所歯科医師

住吉 加奈子先生

『イキイキ若返り教室』

講師:上勝町保健師 西 麻衣

★福祉バスは福川を8時30分に出発し、八重地を9時20分に出発します。

★高齢者教室は年齢や所属に関係なく、どなたでも参加できます。皆様のご参加をお待ちしております。

★お問い合わせ先

上勝町教育委員会 ☎0885-45-0111
I P 050-3438-7311



かみかつQぴっと 結婚相談会



ご縁談について相談会を行っています。結婚を希望される独身男女の方、親御様はお気軽にご相談下さい!!

■相談日時 日曜日(午前10時～正午)

■会 場 高鉾公民館

■相談員 かみかつQぴっと
サポーター 2名

■お問い合わせ先

かみかつQぴっと事務局

(教育委員会内) ☎45-0111

Eメール:

kyouikuinkai01@kamikatsu.jp

※秘密及び個人情報 は固く守られます。



◎相談のご希望がありましたら、事前に事務局にご連絡下さい。
来談者の方が都合が良い日曜日に相談会を実施いたします。

1人に1つ。マイナンバー制度、はじまりました

～住所異動の手続きには「通知カード」をお持ちください～

来年1月から、マイナンバー制度の運用が本格的に始まるにあたり、住民票をもつ全ての人を対象に、マイナンバーを記載した「通知カード」を全世帯に転送不要の簡易書留で11月末頃までに郵送します。マイナンバーは生涯にわたって利用する重要な番号ですので、届いた通知カードは大切に保管してください。なお、住所の変更等により、カードの記載事項に変更がある場合には、14日以内に「通知カード」の提出が必要となります。

「通知カード」の記載事項変更が必要な場合

■ 転入・転居等の届出（住所変更）

カードに記載している住所の変更が必要です。必ず、住所を異動する方全員のカードをお持ちください。

■ 戸籍の届出（婚姻など）

婚姻などにより氏名が変更となる場合には、記載内容の変更が必要です。

なお、閉庁時間に当直で戸籍の届出をする場合には、同時に記載内容の変更はできません。届出後14日以内に、改めて記載内容変更の手続きをお願いします。



愛称：マイナちゃん

手続きの方法

転入の届出や戸籍の届出などの際、同時に「通知カード」を提出いただき、記載内容変更の手続きを行います。何らかの理由で届出と同時に提出できなかった場合には、「通知カード」と本人確認書類（運転免許証等）を役場住民課又は支所にお持ちいただき、14日以内に記載内容変更の手続きを行ってください。

問い合わせ先

住民課 ☎0885-46-0111 | P 050-3438-8071

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および 個人情報の取得にご注意ください。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。

〈不審な電話などを受けたらこちら〉

＊消費者ホットライン 188

＊総務課 46-0111 | P 050-3438-8071

※原則、消費生活相談窓口などをご案内します。

〈特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口〉

マイナンバーを含む特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出について必要なあっせんを行います。

(<http://www.ppc.go.jp/application/complaints/>) 03-6441-3452

〈内閣府 個人番号カードコールセンター〉

マイナンバー制度全般に関するお問い合わせは 0570-20-0178

平日9:30～22:00 土日祝日（年末年始を除く）9:30～17:30

〈総務省 個人番号カード総合サイト〉

通知カード・個人番号カードのお問い合わせは

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/cgi-bin/tsuchicard/jokyo.cgi>)
0570-783-578

ケーブルテレビ及びインターネット・IP 電話サービス にかかる重要なお知らせ

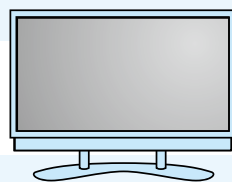
平成27年11月から宅内機器の更改工事を実施いたします。

広報7月号にも掲載をいたしましたとおり、みなさまにご利用頂いております、ケーブルテレビ及びインターネット・IP電話について、今後も引き続き安定したサービスを提供するため、平成27年度において勝浦町・上勝町共同で新しく機器の更改工事を実施しております。

11月からは、みなさま宅に設置しております機器^(※1)についても、順次更改工事を実施して参ります。その際、事前に工事業者からご連絡をさせていただきますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、今回の機器の更改に伴う費用の負担はありません。

- 宅内機器更改工事 工期：平成27年11月～平成28年3月（予定）
- 宅内更改対象機器^(※1) ONU・VoIPアダプタ・STB（撤去）



注 意 点

- 今回の工事は機器の更改（一部撤去を含む）のみであり、宅内の配線工事につきましては対象外となります。配線工事等が必要な場合は、最寄りの電気店にご相談ください。
- 今回の工事により、STBを撤去いたします。
 - STBを地デジチューナーとして利用されている方につきましては、別途地デジチューナーを無償給付いたします。ただし、無償給付された地デジチューナーの保守につきましては、住民負担とさせていただきます。
 - STBにより多チャンネル放送を利用されている方につきましては、現在使用中のSTBが保守できなくなるため、ケーブルテレビ徳島株のSTBを利用することになります。そのため、現在の追加利用料1,800円（税別）/月が、2,500円（税別）/月に変更となります。詳しいことは別途ケーブルテレビ徳島株から案内がありますので、そちらをご確認ください。

なお、詳しい内容については下記までお問い合わせください。

- お問い合わせ先（工事業者） N T T ビジネスソリューションズ株式会社
N T T 阿波勝浦ビル現場事務所 ☎ 0885-42-4295
総務課 ☎ 0885-46-0111

平成27年度 秋季全国火災予防運動

11月9日(月)～15日(日) 無防備な 心に火災が かくれんぼ

この運動期間の11月9日(月)に上勝町消防団では火災予防の啓発を呼びかける消防防火パレードを実施します。火災が発生しやすい時季を迎えますので、住民の皆さまも火の取扱いには充分注意してください。

命を守る
三つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

十一月・十二月は

県税・市町村民税「県下一斉徴収強化月間」

町税の納め忘れはありませんか。十一月・十二月の二カ月間は県下一斉徴収強化月間で、徳島県と県内市町村は、連携して徴収対策を強化します。

皆さんに納付いただいている町税は、住みよいまちづくりを支える貴重な財源です。町では、税負担の公平性を保つために、何の事情もなく未納になっている方に対し、滞納処分を行います。

町税を滞納したまま放置すると、財産調査を進め、滞納整理機構へ移管し強制的に財産の差し押さえを行うこととなりますので、納期限内に納付されますようお願いいたします。

徳島滞納整理機構との連携

町では、納税意思がないと判断した場合や滞納額が高額な場合などについて

「徳島滞納整理機構」に移管し、徹底した財産調査・差し押さえを行っています。

財産調査とは？

- ・勤務先への給与照会
- ・土地、家屋、自動車の所有状況調査
- ・金融機関での預貯金調査
- ・生命保険の契約状況照会など

差し押さえとは？

土地、家屋、勤務先からの給与、預貯金や自動車、生命保険の解約返戻金等を差し押さえます。納付約束を守らない方で悪質な場合は、自宅を捜索し、家財などの差し押さえを行います。

差し押さえは、滞納者の意思にかかわらず強制的に執行されます。

納税相談

失業・事業の経営不振、

病気や家庭の事情など、いろいろな問題で、納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へ相談してください。

お支払いは 便利な口座振替で

町税などの納付には、口座振替が便利です。口座振替の場合、各町税などの納期限日にご指定の口座から振替します。郡内金融機関や、郵便局にてお手続きください。

税の納め忘れはありませんか？



すて第 14-143 号

税務課

軽自動車税の税率改正のお知らせ

1. 平成28年度から原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車の税率が引き上げとなります。

表 1 原動機付自転車及び二輪車など

車 種 区 分		税 率 (年 額)	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミ ニ カ ー	2,500円	3,700円
軽 二 輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小 型 特 殊	農 耕 作 業 用	1,600円	2,000円
	そ の 他 の も の	4,700円	5,900円



2. 三輪及び四輪の軽自動車については、平成27年4月1日以降に最初の新規登録を受けるものから税率が引き上げとなります。軽自動車税においてもグリーン化をすすめる観点から、最初の新規登録から13年を経過した軽自動車は、表2の「車検証の初度検査年月から13年を経過した車両」の税率が適用されます。平成28年度は、自動車検査証の初度検査年月が平成14年以前の車両となります。

表2 四輪以上及び三輪の軽自動車

車 種 区 分			税 率 (年 額)		
			平成27年3月31日以前に 新規登録した車両	平成27年4月1日以降に 新規登録した車両	車検証の初度検査年月 から13年を経過した車両
軽自動車	三 輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円
			自家用	4,000円	5,000円

3. 平成27年度中に最初の新規登録を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度に限り税率を軽減する特例措置「軽自動車税のグリーン化特例」が適用されます。

表3 対象自動車と軽減率

対 象 車			内 容
四輪車等	乗 用	電気自動車、天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減)	税率を概ね75%軽減
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) かつ平成32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) かつ平成32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減
	貨 物	電気自動車、天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減)	税率を概ね75%軽減
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★) かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

表4 軽減率と税率

車 種 区 分			税 率 (年 額)			
			基 準 税 率	税率を概ね 75%軽減	税率を概ね 50%軽減	税率を概ね 25%軽減
軽自動車	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円
		貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円

青年就農給付金事業(経営開始型)の募集について

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の青年就農者を支援する「青年就農給付金（経営開始型）」を実施しております。

下記のとおり募集を行いますので希望される方は、お早めに申込みください。

●対象者

平成22年4月以降に農業経営を開始した認定新規就農者（これから認定新規就農者になろうとする方も可）で年齢が原則45歳未満の独立・自営就農者

●支援水準

年間最大150万円を最長5年間

●給付者の主な要件（すべてを満たす必要があります）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していること
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であること。
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者でないこと。なお、受給者が認定農業者になると受給停止。
 - ・農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと町長に認められること。
- (2) 独立・自営就農であること
自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
 - ・農地の所有権または利用権を給付対象者が有している。（親族から貸借した農地が過半である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確認すること）
 - ・主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りている。
 - ・生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
 - ・給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する。※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合でも、要件を満たした時点から対象とする。
- (3) 経営開始計画が以下の基準に適合していること
 - ・独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業＜農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等＞も含む）で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- (4) 人・農地プランへの位置づけ等
 - ・町が作成する人・農地プランに位置づけられていること。（もしくは位置づけられることが確実であること）
- (5) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ原則として農の雇用事業による助成を受けた事のある農業法人等でないこと
- (6) 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

●募集期間

平成27年11月27日(金)までに要件を満たし、書類を提出のこと（期日厳守）

●問い合わせ先

役場産業課 ☎46-0111 IP 050-3438-8071



「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

～第10回特別弔慰金～のご案内

このたび、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、改めて第十回特別弔慰金が支給されることになりました。

平成二十七年四月一日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、受給権が発生し次の最先順位のご遺族お一人に支給されます。

なお、支給順位を同じくする遺族が存在する場合は、代表者一名が請求し、他の権利者からは同意書に署名して提出していただきます。同意書等の請求に関する書類は、窓口で親族の状況を確認してからお渡ししております。

親族の状況により、必要書類が異なりますので、役場住民課へご相談ください。また、一度で手続きが終了しない場合が多々ありますので、あらかじめご理解願います。請求期限は平成三十年四月二日までですが、手続き完了後、国債をお渡しするまで一年程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

○受給権利者の順位

戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成二十七年四月一日までに援護法による弔慰金の受給権を得た方

②戦没者等の子（戦没者等の死亡当時の胎児も含む）

③戦没者等の二親等内（兄弟姉妹等）の親族

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①～③以外の戦没者等の三親等内（甥、姪等）の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

※戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

○支給内容

今回▼年額五万円、五年償還の記名国債五年ごとに二回交付

前回▼年額四万円、十年償還の記名国債十年ごとに一回交付

○請求の際にお持ちいただくもの

(一)本人確認のできるもの
運転免許証、健康保険証等

(二)請求者の印鑑
シヤチハタ不可、ふちの欠けていないもの

身体障がい者相談会のお知らせ

障がいの状況や遠隔地であるなどの理由により、障がい者相談支援センターに直接来所できない方を対象に、相談会を行います。

この機会にご相談ください。

○開催日 十一月十六日(月)

○実施時間 十四時～十五時

○場所 徳島赤十字ひのみね総合療育センター

○相談科目 整形外科

○相談内容

・身体障がい者の補装具費の

支給（義足・補聴器など）を受けた。

・身体障がい者福祉の諸制度について知りたい。

○費用 無料

○注意事項

完全予約制になっておりますので、住民課電話四六〇一〇一へお申し込みください。

○お問い合わせ先

徳島県障がい者相談

支援センター

☎〇八八―六三一―八七二一

小松島警察署福原駐在所だより



●11月15日は狩猟解禁日です。 猟銃事故には充分注意して下さい。

物音だけで安易に思いこみで判断せず、目で見て「人か獣か」判断をして下さい。

山へ入山する時は、明るい三原色の服を着る・鈴などを利用する等して下さい。

また、不用意に雑木の茂みの中に入り、撃たれないようにして下さい。

放送大学四月生募集のお知らせ

放送大学では、平成二十八年度第一学期（四月入学）の学生を募集しています。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間は第一回は二月二十九日まで、第二回は三月二十日まで。

資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学徳島学習センター（☎〇八八―六〇二―一〇一五）までご請求下さい。（メール

アドレス tokusoc@doc.ac.jp）放送大学ホームページでも受け付けております。

「ストップ！DV」強化推進月間について

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。近年における被害者からの「相談件数」、「一時保護件数」、「保護命令件数」の増加傾向を受け、徳島県では、平成21年3月に、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」の一部改定を行いました。また、これを機に、11月～12月を「ストップDV！強化推進月間」とし、この期間中、各部局や民間団体とともに県民へのDV防止に関する広報・啓発事業を集中的に行っております。



子ども・若者育成支援強調月間について

近年、グローバル化や情報化の進展等により、子供・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。非正規労働の若者が増加し、フリーターやいわゆるニートの数も高止まりの状態が続いているなど、困難を有する子供・若者の問題は依然として深刻です。

また、少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど子供が被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴って、それらの情報へ子供が接触する危険性が更に増大することも懸念されています。

このため、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図っております。

自衛官候補生(男子) 試験情報

資格 平成28年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男子

受付期間 平成27年11月16日(月)まで

試験日・場所 平成27年11月28日(土)
県内で実施します。

試験内容 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、
口述試験、適正検査及び身体検査
※体力試験はありません

合格発表 平成27年12月中旬

その他 ※詳細内容、試験内容等はお気軽にお
問い合わせ下さい。

お問い合わせ・ご用命は

自衛隊阿南地域事務所 ☎0884-22-6981

平成27年度

「児童虐待防止推進月間」 について

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況の中で、厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

町民の詩歌

俳句

名月や窓から眺める顔二つ
今朝の空霧たちのぼり雲となる
川霧のかすむ向こうに釣りの影
戸を引けば霧おし寄せる草の宿
霧深し声を頼りに歩を進め
薄布団引き寄せ目覚む秋彼岸
雨止みて霧かけ登る杉襖
鎌倉に眠る先祖の墓参り
墓参り母の好みし花持ちて
境界をこえてどこまで南瓜づる
仲秋の月稜線に浮き上がり
侘さそう仲秋の月一人じめ
羊かんを厚めに切るやそぞろ寒

恵美子

妙子

詩江

あつ子

千恵

枇呂

弘子

善男

恭子

美代子

ヤスエ

米子

周泉

短歌

うす紅のコスモス揺るる秋の午後消しても浮かぶ妹の影
晴れわたる今宵まん月いざなわれ荒れくるう世に大きく光る
夕空が茜に染めば晴れるとうことわざありて鎌を研ぎ居る
「待ってたよ」初孫うまれ我が家にも明かりが灯る如月の春
陽の匂い寝具と嫁の温もりを抱きて眠る退院の夜
上勝の短歌を長くささえ来て今日御棺の錦かがやく
タテジマのユニホーム着た今朝の孫背丈ものびて輝いて見ゆ
秋色に日陰を染めて秋海棠左右いびつの葉は片想い
大歩危の遊覧船に身をまかせ子らと集いて我を忘るる
いぶかししく思ひて眺むる空ありて朝夕君に見まく欲しきを
仲秋の満月かがき惜しみなく静けき夜の神秘に酔いぬ

恵美子

茂美

美恵子

恵子

あや子

「静子様」

たみ江

節子

米子

ヨリ子

秀策

三都

◆収穫の秋！芋掘り体験◆ 上勝小学校・彩保育園



戸籍の窓口

平成27.10.1現在

前月比
人 口 1,701人(△4)
男 813人(△2)
女 888人(△2)
世帯数 834戸(△2)

高齢化率 51.91%
正 木 544人(△9) 253戸(△3)
傍 示 298人(1) 140戸(0)
福 原 246人(5) 125戸(0)
生 実 278人(△2) 139戸(1)
旭 335人(1) 177戸(0)

こんにちは赤ちゃん

関本 風花さん ことな 恋奈さん(傍示)

山田 航己さん まほ 真帆さん(福原)
愛実さん

ご結婚おめでとう

{ 東 洋文さん(正 木)
西 亜紀子さん(正 木)

つつしんでご冥福をお祈りします

森下キク子さん 103歳(正木)
蔭浦マスエさん 88歳(傍示)
武市タカエさん 89歳(旭)
北井定一さん 88歳(福原)

ありがとうございました

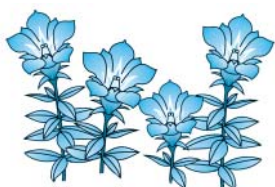
彩保育園

(敬称略)

品名など	住所	氏名・団体
野 菜	正 木	高 橋 小枝子
稲刈り お手伝い	正 木	竹 内 通 雄
	正 木	片 山 将 夫
	正 木	明 本 恭 子
	正 木	川 上 フサ子
	正 木	岸 ヒサ子
	正 木	長 丸 節 子
稲刈り・畑・ 脱穀お手伝い	傍 示	森 本 米 子
稲刈り・畑・ 脱穀お手伝い	傍 示	野 田 さち子
粉 落 と し	旭	谷 奥 亀 市
紙 風 船	正 木	平 山 和 代

平成27年 9月の視察来町者数

22件 278名



さをり織り体験教室開催します!

と き 11月26日(木) 13時30分から15時30分まで

と ころ 介護予防活動センターひだまり(上勝町福原字下日浦94-4)

参加方法 事前予約が必要です(ひだまりまでご連絡ください)

受付人数 4名まで(さをり織り機の数による)

参加費 2,000円(65歳以上は無料)

内 容 寒くなる季節、自分だけのオリジナルマフラーをさをりで作ってみませんか?
柔らかい毛糸でゆる〜く織ると、ふわふわな生地が作れます。毛糸の持ち込みOK!お気軽にお申し込みください!

予約・問い合わせ先

ひだまり ☎44-6080 IP 050-3438-9545

一般廃棄物運搬支援事業

平成27年11月日程

16日(月)	正 木 地 区	19日(木)	八重地地区
17日(火)	傍 示 地 区		市 宇 地 区
18日(水)	生 実 地 区		福 原 地 区
		20日(金)	田野々地区

当日ご不在やごみのない場合、粗大ごみのある時はゼロ・ウェイストアカデミー(☎44-6080)までご連絡をお願いします。

インターネット及びCATV・IP電話サービスの入会・お問い合わせ窓口

故障かな?と思ったら下記までお問い合わせください。

NTTビジネスソリューションズ株式会社 四国支店 地域情報センタ

0120-960-138 IP 050-3438-9877

受付時間 9時~17時(平日)

夜間救急当番表

平日 18時~翌朝9時 休日 19時~翌朝9時

日 時	救急病院名	日 時	救急病院名
11月1日(日)	勝 浦 病 院	11月19日(木)	勝 浦 病 院
11月3日(火)	勝 浦 病 院	11月21日(土)	勝 浦 病 院
11月5日(木)	勝 浦 病 院	11月23日(月)	勝 浦 病 院
11月7日(土)	勝 浦 病 院	11月25日(水)	勝 浦 病 院
11月9日(月)	上勝町診療所	11月27日(金)	勝 浦 病 院
11月11日(水)	勝 浦 病 院	11月29日(日)	勝 浦 病 院
11月13日(金)	勝 浦 病 院	12月1日(火)	上勝町診療所
11月15日(日)	勝 浦 病 院	12月3日(木)	勝 浦 病 院
11月17日(火)	上勝町診療所		

上勝町診療所 ☎44-5010 勝浦病院 ☎42-2555